

○常総市介護保険の要介護認定等に係る情報の提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険の被保険者（以下「本人」という。）の要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(提供対象情報)

第3条 提供の対象となる情報（以下「認定情報」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票（特記事項及び概況調査（別記部分）を含む。ただし、調査を行った者が特定される部分を除く。）
- (2) 主治医意見書（介護サービス計画に利用されることの同意欄に主治医の同意がある場合に限る。）

(提供対象者)

第4条 外部提供を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本人
- (2) 本人と法第8条第24項に規定する居宅介護支援の提供に係る契約（契約予定を含む。以下同じ。）をしている指定居宅介護支援事業者
- (3) 本人と法第8条の2第16項に規定する介護予防支援の提供に係る契約をしている指定介護予防支援事業者
- (4) 本人と法第8条第11項に規定するサービスの提供に係る契約をしている指定特定施設入居者生活介護事業者
- (5) 本人と法第8条の2第9項に規定するサービスの提供に係る契約をしている指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
- (6) 本人と法第8条第26項に規定する施設サービスの提供に係る契約をし

ている介護保険施設

- (7) 本人と法第8条第14項に規定するサービス提供に係る契約をしている
指定認知症対応型共同生活介護事業者，指定小規模多機能型居宅介護事業
者，指定看護小規模多機能型居宅介護事業者，指定地域密着型介護老人福祉
施設入所者生活介護及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- (8) 本人と法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの
提供に係る契約をしている指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者及
び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
- (9) 本人と法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支
援事業の提供に係る契約をしている地域包括支援センター
- (10) 前各号に掲げる者のほか，市長が必要と認める者
(情報提供の申請)

第5条 認定情報の提供を受けようとする者は，要介護認定等に係る個人情報提
供申請書又は常総市在宅医療・介護連携電子ネットワーク（ただし，本人と第
4条第1項第2号から第9号までに定める契約をしたものに限る）により市長
に申請しなければならない。

- 2 前項の場合において，申請しようとする者は，前条の規定により提供を受け
ることができる者であることを証明するために必要な書類で市長が定めるもの
を提示し，又は提出しなければならない。

(提供の決定)

第6条 市長は，前条の規定による申請を受けた場合において，認定情報の提供
をすることが適当と認めるときは，当該申請に係る情報の閲覧又は写しの交付
により提供を行うものとする。

(遵守事項)

第7条 認定情報の提供を受けた者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。
い。

- (1) 提供を受けた情報を介護サービス計画，介護予防サービス計画及び介護

予防ケアマネジメントの作成以外の目的に使用しないこと。

- (2) 提供を受けた情報を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、又は提供しないこと。
- (3) 提供を受けた情報を紛失、漏えい等の事故がないように厳重に管理し、事故が発生したときは、直ちに市長に報告すること。
- (4) 本人との第4条第1項第2号から第9号までに定める契約関係が終了した場合、その他提供を受けた情報を所有する必要がなくなったときは、速やかに当該情報（複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄すること。

（遵守事項違反に対する措置）

第8条 市長は、認定情報の提供を受けた者が前条の事項を遵守しなかったときは、その者に対する第3条第2号に掲げる主治医意見書における主治医の同意は、取り消されたものとみなす。

- 2 前項の場合において、市長は、提供をした情報（複写し、又は複製したものを含む。）の返還を求めるとともに、以後、その者に対してこの要領に基づく提供を行わないものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、要介護認定等情報の提供に係る必要な事項及び様式は、市長が別に定める。